○国土交通省告示第二百八十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
特874	ヤンマー　ＳＡ－　Ｌ４ＤＡ	ヤンマー建機株式会社	福岡県筑後市大字熊野1717番地の１
特875	ヤンマー　ＳＡ－　Ｌ５ＤＡ	〃	〃
特899	ヤンマー　ＳＡ－　Ｌ３ＤＡ	〃	〃
特2053	ヤンマー　ＳＡ－　Ｌ４Ｅ	〃	〃
特2054	ヤンマー　ＳＡ－　Ｌ５Ｅ	〃	〃
特2106	ヤンマー　ＥＤ－　Ｍ－Ｖ36	〃	〃
特2107	ヤンマー　ＥＤ－　Ｍ－Ｖ46	〃	〃
特2108	ヤンマー　ＥＤ－　Ｍ－Ｖ51	〃	〃
特2109	コベルコ　ＥＤ－　Ｍ－ＲＷ05	〃	〃
特2110	コベルコ　ＥＤ－　Ｍ－ＲＸ05	〃	〃

○国土交通省告示第二百八十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇六八号	松森　貴志	青森県	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇六九号	武富　史暁	佐賀県	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇七〇号	亀山　巌	宮城県	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇七一号	吉川　隼人	京都府	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇七二号	小山　雄児	東京都	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇七三号	雨宮　俊平	東京都	平成三十年二月十九日	東京湾水先区
第二〇〇〇七四号	水口　倫男	愛知県	平成三十年二月十九日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇七五号	西川周太郎	三重県	平成三十年二月十九日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇七六号	中谷　仁哉	大阪府	平成三十年二月十九日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇七七号	山下　武樹	兵庫県	平成三十年二月十九日	内海水先区
第二〇〇〇七八号	田中　英輔	佐賀県	平成三十年二月十九日	内海水先区
第二〇〇〇七九号	綱場　大将	兵庫県	平成三十年二月十九日	内海水先区
第二〇〇〇八〇号	鶴岡　博史	広島県	平成三十年二月十九日	内海水先区
第二〇〇〇八一号	髙橋　一利	福岡県	平成三十年二月十九日	関門水先区

○東北地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局郡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四号

二　道路の位置　栃木県那須郡那須町大字豊原乙地先から白河市萱根地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ　代表取締役社長　鴇田　勝彦

住所　静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

五　管理の期間　平成三十年二月五日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び百九十五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
(一)　阿南市那賀川町中島一二四九番一地先から同市原ヶ崎町堀川床三番一まで	前	二八・八〇～五〇・三〇メートル
	後	二六・〇九～五〇・三〇メートル　〇・八八五キロメートル
(二)　図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所	

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び百九十五号	阿南市那賀川町中島一二二七番一地先から同市西路見町堤外八六番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月四日

○四国地方整備局告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十五号及び百九十五号

二　占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区域
一般国道　五十五号及び百九十五号	阿南市那賀川町中島一二二七番一地先から同市西路見町堤外八六番一まで

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

（注）新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。